



GYOSEI & CO.

新リース会計基準 適用まで 2年3ヶ月！

会計処理の解説と、適用までの実務対応

2025
01/17

14:00 ~ 16:00

受付 13:30~

大阪国際ビルディング 17階 1705号室

金 大阪府中央区安土町2丁目3-13
(地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 17番出口より徒歩2分)

参加無料 定員96名 (1社2名様まで)

[対象] 経理部門 ご担当者

[内容]

「リースに関する会計基準」等が公表され、会計処理がどう変わっていくのか、また、適用に向けての第一歩として何をすべきかについて解説します。

※ 録音・録画・撮影はご遠慮ください。

仰星監査法人 パートナー 公認会計士

岡田 健司 / Kenji Okada

～ 職歴 ～

- ◆ 建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業など多様な業種の法定監査に従事
- ◆ 地方公共団体、非営利団体に対するコンサルティングや監査に従事
- ◆ 企業や団体主催のセミナー講師多数

仰星監査法人 シニアマネージャー

公認会計士 米国公認会計士

井上 敏 / Satoshi Inoue

～ 職歴 ～

- ◆ 製造業、建設業、小売業、サービス業、学校法人などの法定監査業務に従事
- ◆ 近年は、監査・会計や開示に関する質問対応、事例調査、情報発信を行う。

システム監査技術者、公認情報システム監査人 (CISA)、
情報処理安全確保支援士

申込方法

仰星監査法人 セミナー

検索

もしくは 二次元バーコードよりお申込みください。

https://www.gyosei-grp.or.jp/topics/topics_taxonomy/seminar/

受付が完了しましたら自動返信メールが送信されますので、そちらのメールをご確認ください。



問合先

✉ : seminar-osaka@gyosei-grp.or.jp

☎ : 06-6265-8461

仰星監査法人 大阪事務所 セミナー担当 : 上木・大木 (うえき・おおき)

新リース会計基準の適用まで 2年3ヶ月！ 会計処理の解説と、適用までの実務対応

拝啓 貴社ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

仰星監査法人主催の無料セミナーのご案内です。

今回は、2024年9月13日に公表された「リースに関する会計基準」等(以下、「新リース会計基準」といいます。)を基に、リースをテーマにしたセミナーを開催します。

新リース会計基準は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から強制適用となります。新リース会計基準の適用により、原則的に借手のリースについてはすべて資産および負債に計上することになります(いわゆる「使用権モデル」を採用)。

新リース会計基準の強制適用までに、早期に会計処理の全体像を把握し自社への影響を把握することが重要です。また、会計処理への影響のみではなく、契約管理を含む業務プロセス、情報システムなど、連結グループ各社にこれらの影響が及ぶこととなります。これらの影響への対応を、トライアルや軌道修正を含めて2年余りで完了させる必要があります。

そこで、今回のセミナーでは、前半において実務的影響が大きいリースの識別と借手のリース期間の論点を中心に新リース会計基準の会計処理について解説します。また、後半において新リース会計基準の適用に向けて、影響度調査の実施方法やそのスケジュール感など、実務対応の第一歩として何をすべきかについて解説します。

- 新リース会計基準の会計処理の解説
 - 会計基準の概要、公開草案からの改正点
 - リースの識別、借手のリース期間
 - 使用権資産及びリース負債の計上額、契約条件の変更
 - 借地権・敷金、サブリース、セール・アンド・リースバック など
- 会計基準の改正が実務にもたらす影響、今後の実務対応の第一歩
 - 財務指標、契約管理を含む業務プロセスやJ-SOX、情報システムへの影響
 - グループ経営への影響と、グループ展開にあたってのポイント
 - 影響度調査の方法と効率的な調査方法、調査のスケジュール感
 - 今後の会計監査対応を見据えたドキュメントの落とし込み方 など

会場スペースの都合上、ご参加いただけるのは **先着 96名様** の限定となります。

関心の高いテーマであることから、お早めにお申込みください。

時節柄、ご多用のこととは存じますが、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

敬具

お申込み方法は表面をご参照ください ▶